

豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地区防災圏（小学校区）を核として、地域住民等による自主防災活動を活性化するため、地区防災圏自主防災活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、豊中市自主防災組織等育成要綱（平成10年5月1日制定）に基づき、豊中市に届出があった団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、地区防災圏を単位とした防災活動において、関係諸団体間の調整を行い、自らが主体となって活動する自主防災組織等の団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地区防災圏内にある各種団体の連携による自主防災活動を通じた自主防災の組織化と活性化促進（以下「新規促進事業」という。）及び地区防災圏における自主防災活動の継続（以下「継続支援事業」という。）のため、講演会や各種訓練、その他これらの活動に必要な資機材等の整備などを実施する事業とする。

2 継続支援事業に対する補助金については、大阪府地域力再生支援事業における補助金の交付を受けた団体、または、新規促進事業に対する補助金の交付を受けた団体のみ申請できるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条に掲げる事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金額)

第6条 新規促進事業に対する補助金は、一地区防災圏につき250,000円を上限とし、一回限りの交付とする。また、継続支援事業に対する補助金は、一会計年度につき30,000円を上限とする。

2 継続支援事業に対する補助金は、年度ごとにその申請を行うものとする。

3 この要綱による補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

(補助金の交付申込)

第7条 新規促進事業について補助金交付の申込みをしようとする対象団体は、豊中市

地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書（新規促進事業）（様式第 1 号）により、次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(資機材整備等) 様式第 3 号
- (2) 補助事業計画書(地域防災活動) 様式第 4 号
- (3) 見積書（写し）その他補助対象経費の算定の基礎となった書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 継続支援事業について補助金交付の申込をしようとする対象団体は、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書（継続支援事業）（様式第 2 号）により、次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(資機材整備等) 様式第 3 号
- (2) 補助事業計画書(地域防災活動) 様式第 4 号
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の補助金交付の申込があったときは、当該申込に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金交付を決定する。

2 市長は補助金の交付の決定にあたって必要な条件を付することができるものとする。

3 市長は、第 1 項の審査及び調査の結果により、補助金を交付することが不適当だと認めたときは、速やかに当該申込をした補助対象団体に対してその旨を通知するものとする。

（補助金の交付決定の通知）

第 9 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を決定したときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、速やかに交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該申込をした補助対象団体に通知するものとする。

（申込みの取下げ）

第 10 条 前条の通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該通知にかかる補助金の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、申込みの取り下げをすることができる。

2 取下げを行う交付決定団体は当該通知を受けた日から 30 日以内に豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金取下げ申込書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項による取下げ申込書が提出されたときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金取下げ受理通知書（様式第 7 号）により、その旨を通知するものとする。

4 2 項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業内容の変更）

第 1 1 条 交付決定団体が、当該補助金に係る事業の内容を変更するときは、あらかじめ市長に相談しなければならない。

2 相談後、交付決定団体が、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業内容変更承認申込書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業変更計画書（資機材整備等）様式第 9 号
- (2) 補助事業変更計画書（地域防災活動）様式第 1 0 号
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事業内容変更の承認）

第 1 2 条 前条第 2 項の申込みがあったときは、市長は事業内容変更承認申込書の内容を審査し、適切と認めるときは、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業内容変更承認通知書（様式第 1 1 号）により、当該交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第 1 3 条 第 9 条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた補助対象団体は、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付請求書（様式第 1 2 号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第 1 4 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付する。

（実績報告）

第 1 5 条 新規促進事業の交付決定団体は、当該補助事業が完了したときは、補助金の交付決定に係る会計年度内に、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業実績報告書（新規促進事業）（様式第 1 3 号）により、次に掲げる書類を添えて、報告しなければならない。なお、第 6 号の保管場所図については、資機材整備等の実績がある場合に限るものとする。

- (1) 補助事業実績報告書（資機材整備等）様式第 1 5 号
- (2) 補助事業実績報告書（地域防災活動）様式第 1 6 号
- (3) 領収書等の写し
- (4) 写真等の写し（事業実施を証明できるもの）
- (5) 管理運営規定
- (6) 保管場所図
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 継続支援事業の交付決定団体は、当該補助事業が完了したときは、補助金の交付決定に係る会計年度内に、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助事業実績報告書（継続支援事業）（様式第 1 4 号）により、次に掲げる書類を添えて、報告しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（資機材整備等）様式第 1 5 号
- (2) 補助事業実績報告書（地域防災活動）様式第 1 6 号

- (3) 領収書等の写し
- (4) 写真等の写し（事業実施を証明できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第16条 市長は、前条の事業実績報告書を受けたときは、その内容に基づき補助金の額を確定し、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金額確定通知書（様式第17号）により、交付決定団体に対し通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第18条 交付決定団体は、第16条の補助金額確定通知を受けた場合において、すでに交付された補助金額に余剰が生じたときは、市長が定める期日までに余剰額を返還しなければならない。

2 市長は、前条に定める補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定団体に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（関係書類の整備）

第19条 交付決定団体は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（調査等）

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に対して報告を求め、又は当該職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（施行細目）

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年度に支給する補助金から適用する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から実施する。

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から実施する。